

第87号議案

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例

条例等の公布に関する条例（昭和25年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（島根県報の発行）

第6条 第2条第2項の島根県報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が島根県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による島根県報の発行は、島根県報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になったときに行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により島根県報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって発行することにより、これに代えることができる。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。